

第一掛金/算定基礎届・第二掛金/口数改定届をお送り致します。

発送時期は3月中旬頃です。

第一掛金「基準給与算定基礎届(070)」と第二掛金「第二退職給付金口数改定届(100)」は、『2月分 掛金納付額請求書兼領収書』に同封してお送りする予定です。

諸届の提出期限について

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、ご来訪でのご提出はお控えください。

毎年3月～5月の時期は、加入者・退職者・施設の新設等の届出書類が集中致します。

そのため円滑な事務処理が行えるよう令和3年3月15日～5月31日までの期間に提出される書類については、郵送していただきますようお願い致します。窓口での書類のご提出はお控えください。なにとぞご理解の程よろしくお願い申し上げます。

注1) 退職・異動・新規契約・一般給付金申請等の民間共済会提出分と福祉医療機構の「被共済職員退職届・退職手当金請求書」については、各施設・個人分をまとめて(同封して)共済会まで提出してください。

注2) 福祉医療機構の「被共済職員退職届・退職手当金請求書」については、共済会へお送りください。退職書類以外の各種届出書類は平成26年4月1日からは福祉医療機構に直送になっております。

なお、つぎの届出書類の提出・手続きにつきましては必ず期日までをお願い致します。

令和3年4月10日まで 全ての施設 基準給与算定基礎届(070)
一部の施設 第二退職給付金口数改定届(100)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に届出の必要があるもので未提出となっているものについては、令和3年3月31日までにご提出ください。

退職金の給付時期について

退職金の給付までには当会で書類(脱退届)を処理してから、概ね1か月ほどお時間を頂戴しております。

退職日からの起算ではなく、当会で脱退届を受け付けた日からになりますのでご注意ください。

個人情報の開示について

共済会では、会員様個々の情報について会員様ご本人または共済契約者様の開示請求に基づき、通年個人情報開示をさせていただいております。

例えば…今月末で退職した場合の具体的な退職金額が知りたい 等、具体的に退職金が知りたい場合は、個人情報開示請求をしてください。※通年受付しております。

また、「個人情報開示請求書」はダウンロードしてご利用いただけるよう、共済会のホームページに掲載しております。

検索サイトで

共済会ホームページ → ホーム → その他各種ダウンロード
→ 個人情報開示請求について